

2018年9月11日

## 司法試験の合格者についての声明

ロースクールと法曹の未来を創る会  
代表理事 久保利 英明

はじめに

本日、司法試験委員会が発表した平成30年の司法試験合格者判定は、法科大学院制度の意義を損ねるもので極めて遺憾である。ロースクールと法曹の未来を創る会は、国民とともに、来年度以降、2000名を大きく上回る合格者の輩出に向けてさらなる活動を進めることを表明する。

### 1 法科大学院と司法の危機

法科大学院は、法曹養成制度の要として、2004年にスタートした。「多様な法曹を養成する」という理念の下で始まった法科大学院に対する社会の期待は高く、同年には法科大学院受験者数が「社会人経験者」や「法学未修者」が4万人に達するまでに至った。

ところが、「修了者の70から80%が司法試験に合格する」と想定されていたにもかかわらず、初めて既修者・未修者の双方が受験した2007年の司法試験の実際の合格率は約40%に留まる結果となった。その後も、合格率は当初の想定に反して下がり続け、2013年には、全体の合格率が約27%となっている。特に法学未修者のみで計算した合格率はさらに低く、17%程度であった。当初の制度の趣旨が達成されることなく、その趣旨からますますかけ離れた状態になるという異常な事態が生じている。

3年間、数百万円の学費をかけ修了しても、合格率が20%に満たないというなら、法学未修の社会人が法科大学院への進学を躊躇するのは当然のことである。その結果、法科大学院を目指す者は大幅に減少し、法科大学院の受験者数は、2014年には法科大学院がスタートしたときのわずか4分の1（1万人）になり、入学者数も、2004年（第1期生）の約6000人から2018年には、1621人まで減少した。

「年間3000人の法律家を生み出す」ために法科大学院制度を導入したにもかかわらず、その入口である法科大学院の入学者が減少し、「人材の供

給」という観点からは、我が国は、正真正銘の「司法の危機」に直面している。

## 2 社会の要請に背く合格者数

我が国の司法は危機的状況にあるにもかかわらず、司法試験の合格者数は減少し続け、2008年に2200人を超えた司法試験の合格者数は、2014年には1810人となり、2000人を大幅に割り込んだ。さらに、2016年からは、1500人台にまで減らされ、今年に至っては1525人となった。

こうした合格者減の結果、司法修習70期の新規登録弁護士は、1377人とどまり、そのうち188人（新規登録弁護士の5人に1人）が大手の企業法務を中心とする法律事務所に就職した。そのため、残りの1000人程度の新規登録弁護士を中小ないし個人の法律事務所、3000社以上の上場企業や多くの地方公共団体などが、「奪い合う」構図となっている。実際、企業の採用担当者からは、「給与の高い法律事務所に人材が流れ、企業が希望数を獲得できていない。」との声も上がっており、必要な人材を必要な場所に供給できていないことは明らかである。

## 3 今年度の司法試験合格者判定について

本年4月、経済産業省は、「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」において、「経営と法務が一体となった戦略的経営を実現することが不可欠である。」として、様々な提言を行っている。

政府の上記提言や実社会において弁護士に対する期待・要請が高まっている現状を考えると、今年度の司法試験の合格者数が、2000人を下回るということは考えられないところである。当会は、先般司法試験委員会と司法試験考査委員に対し、2000人以上を合格させるよう要請したが、合格者総数を1525人とする今年の合格者判定は、極めて遺憾である。

おわりに

以上の次第で、当会は、今年度の司法試験合格者判定に遺憾の意を表するとともに、来年度以降、合格者が2000名を大きく上回ることを求めて、さらなる活動を続ける決意を表明するものである。

以上

(お問い合わせ先) ロースクールと法曹の未来を創る会 事務局 (電話 03-6256-9400)

(法律事務所フロンティア・ロー内 担当: 弁護士 宮島 渉)